

平成二十年六月十七日提出
質問第五四八号

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四六六号）を踏まえ、再度質問する。

一 起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、株式会社アスコムより発行された鈴木宗男衆議院議員との共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか？」の六十九頁と、講談社より発行されている「現代」二〇〇六年九月号に掲載されている「最強の『情報分析官』による懺悔の告白 外務省『犯罪白書』四 私の手を染めた『白紙領収書』作り」との見出しの論文で、かつて外務省で佐藤優氏自身が当時の直属の上司である原田親仁現欧州局長の指示を受けて、マスコミ関係者に対して白紙の領収書を渡していたことを明らかにする旨の記述（以下、「記述」という。）をしていることについて、外務省においてかつて「白紙領収書」を作成してマスコミ関係者に配っていた事実があるか、また、「記述」にある様に原田局長がかつて佐藤優氏に白紙領収書作成の具体的指示を出した事実があるか否かを明らかにすべく、外務省において確認作業（以下、「確認」という。）が行われていたことが、これまでの答弁書で明らかにされている。その「確認」が行われた時期に、外務省大臣官房長、監察査察官、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大

臣秘書官、 考査・政策評価官、 総務課長、 人事課長、 調査官、 情報通信課長、 会計課長、 在外公館課長の大臣官房幹部の職に就いていた者の氏名を明らかにされたいとこれまでの質問主意書で重ねて問うてきているが、「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていない。その理由について外務省は、「前回答弁書」で「御指摘の質問については、御指摘の『白紙領収書』に関する調査をだれが行ったのかのお尋ねであると認識し、記録が作成されていなかったことから、お答えできなかったものである。」と答弁している。しかし当方は、「確認」を誰が行ったか等とは言っておらず、ただ「確認」が行われた時に、右の十三の役職に就いていた者の氏名を問うただけである。外務省においては、質問の趣旨を変にねじ曲げ、勝手な推測に基づいて答弁を拒否するのではなく、当方の質問の趣旨をそのまま素直に受け止められたい。その上で、「確認」が行われた大体の時期に、右の十三の役職に就いた者の氏名を全て明らかにされたい。

二 前回答問主意書で、「記述」は外務省並びに原田局長の名誉を毀損するかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。外務省が右の質問に答えない理由は何か。

三 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶

磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする記事を掲載していることに対して、外務省が「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、当該記事の内容は事実ではない旨反論する文章を二〇〇七年五月二十四日付で外務省HP上に掲載している。この様に、週刊金曜日の記事に対しては外務省として然るべき対応をとっているのに、「記述」に対して外務省として何の対応もとっていないのは、外務省の対応に矛盾があるのではないかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の外務省ホームページの見解については、先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三〇号）の三について等で述べた理由から決定したものであり、御指摘のように外務省の対応に矛盾があるとは考えていない。」との答弁がなされている。外務省が、右の週刊金曜日の記事は事実ではなく、また各方面より問い合わせを受けたことをもって、それに反論する文書を同省のHPに掲載したことは当方も既に承知している。少なくとも佐藤氏が「記述」において、かつて原田氏より「白紙領収書」作成を指示されたと主張していることは、外務省において確認されておらず、確たる事実であるとの確証はとれていないのなら、それがあたかも紛れもない事実であるかの様に、しかも国会の場で職を賭してもよいとまで言って訴えている佐藤氏及び「記述」に

対しても、同様にHP等により反論する等の手段をとるべきではなかったのか。
右質問する。